

# BOI 押し SMART VISA

## 外国からの高度人材を タイへ誘致

### 5 グループの外国人に対する 業種のスマートビザ



SMART  
"T"  
高度技術  
専門家  
SMART "Talents"

#### 主要資格

- ▶ 科学技術分野での専門家であること。
- ▶ 一般企業で勤務する場合、最低月収が100,000 バーツ/月以上または相当額であること。
- ▶ スタートアップ企業で勤務する、または定年退職した専門家の場合、最低月収が50,000 バーツ/月であること。
- ▶ 政府機関、教育機関で勤務する専門家の場合、雇用契約を有すること。
- ▶ タイ国内会社との雇用契約期間は1年間以上であること。



SMART  
"I"  
投資家  
SMART "Investors"

#### 主要資格

- ▶ ケース①: ターゲット産業で技術を活用するビジネスに対し、個人名義またはベンチャーキャピタル経由で最低2,000万バーツ以上を投資すること。
- ▶ ケース②: スタートアップ企業、インキュベーション事業、アクセラレーター事業に対し、個人名義で最低500万バーツ以上を投資すること。



SMART  
"E"  
上級幹部  
SMART "Executives"

#### 主要資格

- ▶ 最低月収が200,000バーツ/月以上または相当額であること。
- ▶ 学士以上の学歴を所持すること。
- ▶ 関連業務分野において10年以上の勤務経験があること。
- ▶ タイ国内会社との雇用契約期間は1年間以上であること。



SMART  
"S"  
スタートアップ  
企業の起業家  
SMART "Startup"

#### 主要資格

- ▶ ケース① (6ヶ月ビザ): 事業運営に技術またはイノベーションを使用するスタートアップ企業の設立計画を有し、関係政府機関から認定されること。
- ▶ ケース② (1年ビザ): 関係政府機関から認定されたインキュベーションプロジェクト、アクセラレータープロジェクト、またはその他同様のプログラムに参加していることを証明されていること。
- ▶ ケース③ (2年ビザ): ターゲット産業のスタートアップ企業として、関係政府機関から認定された企業であること。登録資本金の25%以上を保有するか、または取締役の地位にあること。



SMART  
"O"  
SMART "Other"

スマートビザ取得者の法律上の  
配偶者および子女

#### ターゲット産業における会社/機関で勤務すること。

- 次世代自動車
- スマートエレクトロニクス
- 高所得者向け観光・メディカル・ウェルネスツーリズム
- 農業・バイオテクノロジー
- 未来食品
- 自動化・ロボット
- 航空・物流
- デジタル
- バイオ燃料・バイオ化学
- 医療ハブ
- 裁判外紛争解決関連サービス
- 人材開発 (科学技術分野)
- 環境および代替エネルギーマネジメント

### スマートビザ所持者への 特典の一部

- ✓ 最長4年間のタイ国居住権が付与される。
- ✓ 労働許可なしでの労働が可能
- ✓ 1年毎の出頭報告 (従来は90日毎)
- ✓ 回数制限なく  
タイ国への再入国が可能
- ✓ 出入国際の  
優先レーンの利用が可能
- ✓ スマートビザ保有者と  
同じく、法律上の配偶  
者および子女はタイ国  
内での居住権が付与される。
- ✓ 配偶者は労働許可証なし  
での就労が可能。



詳細、またはスマートビザのオンライン申請先

<http://smart-visa.boi.go.th> (結果通知は30営業日以内)

SMART Visa部 18階Chamchuri Square Building

☎ 0 2209 1109-1110

✉ smartvisa@boi.go.th

